

# 青森県報

第八百六十二号

令和七年  
一月十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………  
が生活習慣病・対策課題……………

○難病の患者に対する医療等に関する法律による医師の指定……………

### 出先機関

○土地改良区の役員の退任……………  
(東青地) (県民局) ……

○土地改良区の役員の就任及び退任……………  
(三八地) (県民局) ……

## 告 示

### 青森県告示第十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一の一五	令和六・二・三〇
マリンド剤薬局	青森市大字油川字浪岸二二の三	六・三・二六

### 青森県告示第十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項の規定により、医師を次のとおり指定したので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十一条第一号の規定により公表する。

令和七年一月十四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定医師の区分	氏 名	主として指定難病の診断を行う医療機関	所在地	担当診療科名	指定年月日
難病指定	高橋 夏生	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	小児科	〃
難病指定	加村 梓	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	小児科	〃
難病指定	田代 実	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	小児科	令和六・二・二六

## 出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年一月十四日

東青地域県民局長 上 沢 謙 一

区役員の氏名	住 所	退任の年月日
川内 一三	青森市大字左堰字大科一五	令和六・三・五

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下長土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年一月十四日

三八地域県民局長 松 尾 英 輔

区役員の氏名	住 所	就任及び退任の年月日
下村 武雄	八戸市長苗代二丁目七の五一	令和六・二・三就任
吉田 敏之	河原木二の二七	〃
清川 和彦	大字尻内町字尻内三四	〃
高橋 昭則	八太郎三丁目七の二八	〃
河原木 一実	大字河原木字高館四二	〃
田中 正信	大字田面木字沼ノ平一一	〃
角 俊幸	日計三丁目六の七〇	〃
田名部 由一	石堂二丁目一四の一	〃

根城 正人	〃	長根二丁目一の五	〃
東 翔子	〃	三戸郡南部町大字高瀬字西宮野一五の一	〃
小笠原好太郎	〃	八戸市大字尻内町字馬場四の二二	〃
大久保 寛通	〃	長者三丁目八の一	〃
河村 利春	〃	下長三丁目一八の二〇	〃
下村 武雄	〃	長苗代二丁目七の五一	〃
清川 和彦	〃	大字尻内町字尻内三四	〃
中村 勝光	〃	石堂一丁目三の二三	〃
河原木 一実	〃	大字河原木字高館四二	〃
山道 廣明	〃	大字田面木字下田面木二七	〃
吉田 敏之	〃	河原木二の二七	〃
上村 清孝	〃	長苗代一丁目一一の二	〃
坂本 補一	〃	日計四丁目八の三九	〃
中村 成紀	〃	長苗代二丁目七の五三	〃
根城 正人	〃	長根二丁目一の五	〃
大久保 和弘	〃	長者三丁目五の八	〃
高橋 昭則	〃	八太郎三丁目七の二八	〃
田名部 敬悦	〃	石堂二丁目一三の一八	〃
佐々木 勝博	〃	大字売市字鴨ヶ池四六の七	〃
河村 利春	〃	下長三丁目一八の二〇	〃
小笠原 輝	〃	大字尻内町字尻内四七	〃
石藤 正	〃	石堂一丁目一一の二八	〃
後村 義則	〃	大字長苗代字島ノ後一の四	〃
日登 昌良	〃	日計四丁目九の三二	〃
小笠原好太郎	〃	大字尻内町字馬場四の二一	〃

六・二・二五退任

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭